

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	8 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から同年11月まで
国民年金制度発足当初に国民年金に加入し、その後、昭和36年4月から会社勤めを始める前月の同年11月まで国民年金保険料をまとめて納付した。郵便局で納付した記憶があり、保険料は月額100円であったことを鮮明に覚えているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が昭和36年4月から同年11月までの8か月分の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料は無いが、加入後、納付書のようなものが送られてきて郵便局で8か月分の国民年金保険料を一括で納付したとしており、申立期間当時、郵便局で国民年金保険料を納付できるのは過年度納付の場合であることから、申立人の供述に不自然さは見受けられない。

また、申立人は、申立期間当時、納付したとする国民年金保険料額が月額100円であることを記憶しており、当時の保険料額（35歳未満の場合、月額100円）と一致し、申立人は、申立期間後は厚生年金保険に加入し、国民年金には昭和47年10月に再加入（付加年金も加入）しているが、47年10月の保険料額は付加保険料を含め900円だったことから、当該期間との記憶の混同は考え難い。

さらに、申立期間は、1回で8か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月及び同年3月
A地から、夫の実家のあるB地へ帰ってきた時、^{しゅうとめ} 姑が国民年金に加入しており、私も加入を勧められた。昭和41年2月ごろに資格取得届を提出して、同年2月、3月分の国民年金保険料を支払ったのに未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間について、申立期間を除き、すべて国民年金保険料を納付しており、申立期間は本来加入しない限り国民年金保険料の納付義務が無い任意加入期間であることから、申立人が、加入手続を行いながら、加入当初の2か月分の保険料納付を行わなかったとは考え難い。

また、申立人に国民年金への加入を勧めたとするその義母は、国民年金制度開始時から任意加入し、保険料を完納しており、申立人の夫も国民年金加入期間は完納しているなど、納付意識の高い一家であったことがうかがえる上、申立期間は2か月と短期間である。

さらに、申立人の所持する昭和41年4月1日発行の国民年金手帳には、資格取得日が、当初、「昭和41年4月21日」と記載されている上から手書きで「昭和41年2月21日」に訂正され、当時の管轄社会保険事務所の訂正印が押印されているほか、46年4月1日発行の国民年金手帳には、資格取得日が、払出時期と推定される「昭和41年4月21日」となっているなど、記録管理に不整合がみられ、当時の行政側の不適切な事務処理があったことが推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から53年3月までの期間及び56年7月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月から53年3月まで
② 昭和56年7月から同年9月まで

昭和51年1月に、夫が会社を退職し自営業を始めたが、個人営業であったため、私が夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。

婚姻以来、記帳し続けていた家計簿や会社の書類はすべて処分しているため、当時の国民年金保険料の納付を証明できるものは無いが、少ない収入をやりくりして夫婦二人分の保険料を納付していたので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和51年2月ごろに、そろって国民年金の加入手続を行っていることが、国民年金手帳記号番号払出管理簿の夫婦連番の払出しの記録により確認でき、申立期間①及び②においても、夫婦で一緒に保険料を納付する意思があったことがうかがえるほか、厚生年金保険被保険者資格の取得及び喪失時の切替手続を適正に行っていることから、納付意識が高かったことが推認できる。

また、申立期間①において、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）では、申立人は、申立期間①直後の昭和53年度の国民年金保険料を、3か月分ずつを年4回に分けて過年度納付していることが確認でき、遅れながらも納付する意思があったことがうかがえる上、申立期間①に係るその夫の国民年金保険料は、納付済みとなっている。

さらに、社会保険庁の国民年金被保険者台帳（特殊台帳）には、申立期間①のうち、昭和52年4月から同年6月までの欄に、保険料の納付があったことを示す「納」の印がいったん押された後、二重線で取り消されており、不自然

な記録となっている。

加えて、申立期間②において、申立人夫婦の昭和 56 年度の国民年金保険料は、納付年月日は確認できないものの、申立期間を除き、すべて現年度納付となっており、申立期間②後の昭和 56 年 10 月から 57 年 6 月まで現年度納付しながら申立期間②のみ未納にする理由が見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

広島国民年金 事案 660

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年7月から同年9月まで
昭和51年1月に会社を退職し自営業を始めたが、個人営業であったため、妻が夫婦二人分の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付していた。婚姻以来、記帳し続けていた家計簿や会社の書類はすべて処分しているため、当時の国民年金保険料の納付を証明できるものは無いが、少ない収入をやりくりして夫婦二人分の保険料を妻が納付していたはずなので、未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人夫婦は、昭和51年2月ごろに、そろって国民年金の加入手続を行っていることが、国民年金手帳記号番号払出管理簿の夫婦連番の払出しの記録により確認でき、申立期間においても、夫婦で一緒に保険料を納付する意思があったことがうかがえる。

また、申立人夫婦の昭和56年度の国民年金保険料は、納付年月日は確認できないものの、申立期間を除き、すべて現年度納付となっており、申立期間後の昭和56年10月から57年6月まで納付しながら申立期間のみ未納にする理由が見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間以外に国民年金保険料の未納は無く、厚生年金保険の資格取得及び喪失の際の切替手続を適正に行っていることから、申立人夫婦は納付意識が高かったことが推認できる。

加えて、申立期間は1回で3か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年8月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年8月
② 平成3年4月から7年3月まで

私は、昭和63年4月から平成7年3月までの国民年金保険料の申請免除を受けていたが、10年4月から16年ごろにかけて、現年度保険料の納付に併せ、申立期間の追納保険料をA銀行B支店で預金を引き出して納付していた。最初のころは現年度保険料と追納保険料を1か月分ずつ納付していたが、途中からは2か月分ずつ納付するようにした。

しかし、申立期間①及び②の保険料について追納した記録が無く納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の前後の昭和63年4月から同年7月までの期間及び同年9月から平成元年7月までの期間の追納保険料については、追納可能な10年の期限が到来する直前の10年4月から11年7月にかけて、毎月、現年度保険料と併せて1か月分ずつ納付されており、納付日又はその数日前に申立人の預金口座から現年度分と追納分に相応する金額が引き出されていることが、預金口座取引明細表により確認できる。

また、平成元年8月から3年3月分までの追納保険料を、11年8月から13年2月にかけて、現年度保険料と併せて2か月分ずつ隔月で一緒に納付していることが社会保険庁のオンライン記録により確認でき、納付日に現年度保険料及び追納保険料の各2か月分の合計額とほぼ同額又はこれを上回る金額を申立人の預金口座から引き出していることが取引明細表により確認できる。

さらに、申立期間①の保険料の追納の期限が到来する直前の平成10年8月

には、同月 11 日に現年度保険料の納付記録があり、同月 14 日には追納保険料の数倍の 6 万 5,000 円を引き出している記録が確認できる。

このように、申立人は、申立期間①の前後の申請免除期間の保険料を現年度保険料の納付と併せて追納しており、申立人の預金口座取引明細表の入・出金記録をみると、これらの保険料の納付当時の家計の事情に大きな変化はみられないことから、申立期間①の 1 か月分だけ追納しなかったと考えるのは不自然である。

一方、申立期間②の保険料を追納したとする平成 13 年 4 月から 16 年 6 月ごろまでの期間においては、2 か月分の現年度保険料分が隔月に納付されている記録がみられるが、申立人の預金口座の取引明細表をみると、納付日には現年度保険料の 2 か月分の納付額にほぼ見合う金額の出金記録しか確認できない。

加えて、社会保険事務所のオンライン記録をみると、申立期間②のうち、平成 4 年 4 月から 7 年 3 月までの期間については追納申込記録が無いことから、当該期間分については社会保険事務所から納付書が送付されなかったものと推測でき、申立人は保険料を追納することができなかったと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立事業所における資格喪失日は、平成6年6月26日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日の記録を訂正することが必要である。

なお、平成5年8月から同年11月までの標準報酬月額は53万円、同年12月から6年2月までの標準報酬月額は47万円、6年3月から同年5月までの標準報酬月額は34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年8月31日から6年6月26日まで

厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、A社における資格喪失日は平成5年8月31日となっているが、実際には事業所が廃止された6年6月26日に資格喪失しているため記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立事業所が適用事業所でなくなった平成6年6月26日の前日まで、申立事業所に継続して勤務していたことが認められる。

また、社会保険庁の記録においては、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、当初、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日と同日の平成6年6月26日とされていたところ、同日より後の同年9月2日付けで、5年8月31日にさかのぼって訂正されていることが確認できる。

一方、申立事業所に係る閉鎖登記簿謄本により、申立人は申立期間当時、同社の取締役を務めていたことが確認できる。

しかし、申立期間当時、申立事業所の取締役であった者及び複数の元従業員から、申立人は取締役ではあったものの、一般従業員と同様に電気設計の仕事をしており、経営及び社会保険事務には全く関与していない旨の供述が得られたことから、申立人が自身の被保険者資格喪失日の遡及訂正の届出について、同意していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の資格喪失日は、平成6年6月26日であったものと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、社会保険庁の記録から、平成5年8月から同年11月までの標準報酬月額は53万円、同年12月から6年2月までの標準報酬月額は47万円、6年3月から同年5月までの標準報酬月額は34万円とすることが妥当である。

広島厚生年金 事案 720 (事案 485 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和25年5月29日に、資格喪失日に係る記録を同年10月27日に、同事業所における資格取得日に係る記録を同年10月30日に、資格喪失日に係る記録を26年3月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 25 年 5 月 29 日から同年 10 月 27 日まで
② 昭和 25 年 10 月 30 日から 26 年 3 月 15 日まで

私は、昭和 25 年 5 月 29 日から同年 10 月 27 日までC社の専従役員としてC社D工場で勤務し、25 年 10 月 30 日から 26 年 3 月 15 日まで、同社の専従役員として勤務した。当時の賃金明細は無いが、この間の賃金は同社から支払われており、厚生年金保険料も控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

当初の判断後、前任の青年婦人部長の証言が得られたので、被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の記録は無く、現在の申立事業所の代表者は、申立期間当時の申立人が専従職員であったかどうかは明確でないと供述していることなどから、申立人が申立事業所から給与を支給されていたかどうか、厚生年金保険料を給与から控除されていたかどうかは不明確として、平成 21 年 2 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

しかしながら、今回の再申立てに当たり、申立人から提出された前任者の証

言によると、自分の後任は申立人であり、自分がE職であった時は同社専従として同者から給与が支給されていたとしており、当該前任者は在任期間中において申立事業所での厚生年金保険被保険者記録があることが確認できる。また、申立人の後任であった者についても、申立事業所の在任期間中における厚生年金保険被保険者記録が確認できる。

さらに、同社機関紙により申立人が申立期間②においてF職であったことが確認でき、今回、申立人の前任者3人及び後任者2人の厚生年金保険加入記録を見ると、いずれも在任期間中、申立事業所における被保険者記録が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、申立期間前後の社会保険事務所の記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立期間①及び②の被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたことは考え難い。また、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届も提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和25年11月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のC社D事業所における資格取得日に係る記録を昭和26年11月14日、資格喪失日に係る記録を27年6月1日とし、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

さらに、申立人が申立期間③に勤務していたとするE社F事業所は、当時、社会保険事務所の記録では厚生年金保険の適用事業所となっていないが、適用事業所の要件を満たしていたと認められるところ、申立人は当該期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の同社F事業所における資格取得日に係る記録を昭和33年9月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②及び③の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : ① 昭和25年11月9日から26年1月1日まで
② 昭和26年11月14日から27年6月1日まで
③ 昭和33年9月10日から同年10月10日まで

私は、昭和24年4月にA社に入社し、平成5年7月までの45年間、電力事業関係の業務に従事してきた。この間、A社からC社、さらにE社に転社するとともに、勤務先の事業所は何度も変わったが、1日の空白期間も無く連続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていた。

申立期間①については、昭和25年11月9日から26年11月14日までA社B事業所に勤務したが、26年1月1日以降の加入記録しか無い。申立期

間②では、C社D事業所に勤務したが、この時の加入記録が全く無い。また、申立期間③については、33年9月10日からE社F事業所に勤務したが、同事業所での資格取得日は同年10月10日となっており、1か月の未加入期間がある。

申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いことには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、C社（昭和26年5月1日にA社を承継）から提出された証明書により申立人が当該期間においてA社B事業所（以下「B事業所」という。）に勤務し（昭和25年11月9日にA社G支店からB事業所に異動）、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、昭和26年1月の社会保険事務所の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間①に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の記録が無いため不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府が当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

申立期間②については、C社から提出された証明書では、申立人は昭和26年12月1日にB事業所からC社D事業所（以下「D事業所」という。）に異動し、27年7月1日までD事業所に勤務していたものとなっているが、申立人の厚生年金保険の加入記録は、B事業所において26年11月14日に被保険者資格を喪失し、C社H事業所（以下「H事業所」という。）において27年6月1日に資格を取得している。

また、申立期間②にD事業所において厚生年金保険の加入記録のある同僚は、申立人が申立期間②に申立事業所において技術職として勤務していたことを覚えており、建設現場を転々と回る場合でも厚生年金保険が途中で途切れることは無いと供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間②においてD事業所に勤務し、厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

なお、申立人のD事業所における被保険者資格の取得日については、B事業所における資格喪失日と同日の昭和26年11月14日とし、被保険者資格の喪失日については、H事業所における資格取得日と同日の27年6月1日とすることが妥当である。

また、申立期間②の標準報酬月額は、当該期間前後の社会保険事務所の記録

から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の記録が無いため不明としているが、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から社会保険事務所に資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、昭和26年11月から27年5月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間③については、E社F事業所（以下「F事業所」という。）が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であるが、雇用保険の被保険者記録により、申立人が昭和33年9月10日からF事業所に勤務していたことが確認でき、E社は、同日に申立事業所を設置したものの、社会保険事務所への設置届が遅延したことにより厚生年金保険の新規適用が1か月遅れて同年10月10日になったことを認めている。また、申立人のほかにも、申立期間③が未加入期間となっている同僚が9人おり、うち1人は年金記録確認東京地方第三者委員会に記録確認の申立てを行い、あっせんが決定されている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③の標準報酬月額は、昭和33年10月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間③に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立事業所の設置届けが遅延したことにより新規適用が遅れたことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和33年9月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年1月から51年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和40年1月から51年12月まで

実家で家事手伝いをしながら洋裁をしていたところに、父の勧めで年を取っても少しでも家計の足しになるのではと言われて、父が手続を行い、国民年金に加入した。

国民年金保険料は父が納付し、領収書をもらっていたが、時々、私の同級生（その父が市役所勤務）に手渡し、同級生の父に納付してもらったこともあった。

婚姻後も内職をしながら一度も納付しなかったことは無く、申立期間において国民年金の加入期間が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、申立期間当初、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、これらを行ったとするその父は既に亡くなっている上、時々、同級生（その父が市役所勤務）に手渡し、同級生の父に納付してもらったこともあったとする同級生の記憶はあいまいであり、当時の状況は不明である。

また、この時期の納付方法は、国民年金保険料が印紙収納の時期であるにもかかわらず、申立人には国民年金手帳の記憶は無く、申立人の父や同級生から受け取った領収書を台紙に貼ったと供述しているが、A市によれば、申立人の住所には納付組織は無く、市の嘱託員に国民年金印紙の売りさばきと検認を委託していたとされ、この方式では領収書は発行されないものである。

さらに、申立人は、国民年金保険料を納付していたとするその父が亡くなった昭和44年から、婚姻してB市に転居する46年までの間は、申立人自身が国民年金保険料を納付したとしているが、その記憶はあいまいであり、加えて、その後転居したB市では、納付書が郵送されてきたので、納付書に記入されて

いた納付期限内に郵便局で支払っていたと供述しているが、当時のB市は印紙収納による納付であり申立人の供述とは異なる。

その上、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和52年1月ごろ払い出されており、このころ加入手続を行ったものと考えられるが、申立期間のうち、結婚後の46年10月以降は任意加入対象期間となり、申立人は、制度上、加入手続を行った時から遡^{そきゆう}及して国民年金の被保険者にはなり得ず、国民年金保険料をさかのぼって納付することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から52年3月まで

私は、結婚に伴い昭和51年12月15日付けでそれまで勤務していた会社を退職した。その時、両親や兄、姉から続けて国民年金に加入するように言われ、国民年金への加入手続をしたはずである。私の国民年金保険料は、夫の勤務先の給与から控除され、会社が代わりに社会保険事務所に納付しており、申立期間の保険料が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和51年12月15日に会社を退職した時に国民年金に加入したはずであると申し立てているが、申立人自身は加入手続を行っていないとしており、国民年金手帳記号番号払出簿により申立人の国民年金手帳記号番号は52年6月13日に払い出されていることが確認でき、申立人は、52年4月1日に国民年金被保険者資格（任意加入）を取得している。このため、申立期間は未加入期間となり、国民年金保険料を納付することはできない。

また、国民年金手帳記号番号払出簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情は見当たらない。

さらに、申立人から提出された、申立人の夫の昭和52年6月分の給与明細書によると、同月の給与から昭和52年度の国民年金保険料を前納した場合の保険料相当額が控除されているのが確認でき、これは、当該年度の納付記録が前納となっていることに一致するとともに、以降も納付記録のある60年度まで毎年6月に控除されていることが確認できるが、申立人へ聴取したところ、申立期間である昭和51年12月から52年3月までの給与明細書には、保険料相当額が控除された形跡は無いとの回答である。

加えて、申立人の夫が勤務している会社の説明及び同社が従業員にあてた昭和57年5月10日付けの案内文書によると、開始時期は不明であるが、同社では、従業員の配偶者の国民年金への任意加入を促進するため、従業員の6月分の給与から配偶者の1年分の国民年金保険料を控除し、社会保険事務所に前納しており、分割納付を希望する場合には個人で手続をするよう案内している。

一方で、申立期間は年度途中の12月から3月までの4か月であることから、会社が代わりに納付したとは考え難い上に、申立人は、自身では申立期間の国民年金保険料を納付した記憶は無いとしている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島国民年金 事案 664

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から57年3月まで

私は、亡くなった父親が兄と私の国民年金加入手続を行うとともに、経営していた事業所に来ていた集金人に兄と私の二人分の国民年金保険料と一緒に納付していたと父親から聞いていた。

しかし、兄の国民年金保険料はすべて納付済みとなっているものの、私の申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金加入手続は、申立人の前後の任意加入者の資格取得日から昭和57年5月ごろに行われたものと推認でき、この国民年金手帳記号番号によっては、申立期間のうち55年3月以前の保険料は時効により納付することができず、同年4月以降の保険料は過年度保険料となるため、集金人に納付することはできない。

また、申立人は国民年金手帳を1冊しか持っておらず、その表紙の色はオレンジ色であると供述しているが、申立期間初期の昭和49年4月当時に交付された手帳の色はカーキ色であり、申立内容と符合しない上に、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても申立人に別の手帳記号番号が払い出されている事情等は見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付は、申立人の父親が行ってくれていたと申し立てており、申立人自身は直接関与していない上に、申立人の父親は既に亡くなっているため、申立期間の国民年金保険料の納付をめぐる詳細な事情等は不明である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 717

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 3 月 25 日から 45 年 12 月 30 日まで
ねんきん特別便で記録を確認したところ、申立期間の A 社における厚生年金保険被保険者期間については脱退手当金を受け取ったこととされていた。
しかし、同社を退職したときは、給与以外は退職金も何も受け取っておらず、両親も受け取っていないので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していた A 社の事業所別厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給された旨の「脱」表示が記載されているとともに、申立期間に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 1 月 27 日に支給決定されているなど一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人と同世代で、申立人と同様に申立期間の事業所を退職後 1 か月以内に脱退手当金の支給の記録がある女性は、申立期間の事業所の退職時に、上司から脱退手当金の説明があったので、自分で社会保険事務所で手続きをし、脱退手当金を受け取ったと証言している。

さらに、申立人から聴取しても脱退手当金を受給した記憶が無いというほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 718(事案 507 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から27年11月9日まで

A社には、昭和26年春に兄の紹介で入社し、河川の護岸工事を26年から27年の2期担当したので、申立期間は同社に勤務していた。

私は、先輩のB氏と同様の勤務状況、給与形態であったと思われるので調査してほしい。

前回の申立てが認められなかったので、再度申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人の元同僚の供述により、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できるが、申立人が申立期間に勤務していたことを裏付ける供述は得られない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

また、申立人は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶が明らかで無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらのことから、既に当委員会の決定に基づく平成21年2月18日付け年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てに当たり、元同僚の結婚式に出席したこと、及び女性の同僚がいたことを主張するほかには、新たな資料や周辺事情の提供は無く、同僚の結婚式は申立期間後であったなど、申立人の主張する内容に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立期間について申立人が主張する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険被保険者記録について、資格喪失日の記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 5 月 31 日から 6 年 6 月 26 日まで

A社における厚生年金保険被保険者記録を確認したところ、平成 5 年 5 月 31 日に資格喪失とされていることが判明した。この資格喪失日については、滞納保険料のことで社会保険事務所に相談した際、さかのぼって資格を喪失して、その保険料を従業員の保険料に充てると言われ、やむを得ず了解したものであり、実際は事業所廃止の 6 年 6 月 26 日に資格を喪失しているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間については、社会保険庁のオンライン記録により、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成 6 年 6 月 26 日より後の同年 9 月 2 日に、資格喪失日を 5 年 5 月 31 日にさかのぼる訂正処理が行われていることが確認でき、また、申立期間当時の経理事務の担当者の証言から、申立期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

しかし、当時の従業員によれば、申立事業所の専務取締役であった申立人は、事実上、副社長的な立場にあったとしている。また、申立期間当時、申立事業所は厚生年金保険料を滞納しており、申立人は、父親である事業主に同行して滞納保険料の整理の相談をするため社会保険事務所を訪れ、申立人と事業主の資格をさかのぼって喪失することで、滞納保険料を解消する旨の指示を受け、やむなく了解してその旨の届出を行ったとしていることから、申立人は自らの資格がさかのぼって喪失されることに同意していたものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、専務取締役として、上記厚生年金保険被保険者資格の喪失処理について同意しており、当該資格喪失処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立期間について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録訂正を認めることはできない。